

お客様の
安心と快適の
ための情報誌

糸 News

2017年3月
第5号



ごあいさつ ~ 2017年度経営計画発表会を行いました ~

2017年2月1日、2017年度経営計画発表会を開催しました。各地の従業員が一堂に会しての経営計画発表会は当社として3回目となります。

昨年の収支状況や施策等の振り返り、事業展開方針等の長期ビジョンの再認識、今年度の全社方針及び各部門方針（目標・達成率等）について経営陣、各部門責任者から発表が行われました。

神田、沼津、関内、藤沢、札幌から集まった従業員約50名が、志・目標を共有する場となりました。

第二部として懇親会も開催され、日常業務では顔を合わせることの無い他部署のメンバーと交流を図る重要な場となりました。



2017年度 株式会社バリュー・エージェント 事業方針について

こんにちは。経営管理部門を統括しております川田英貴と申します。私が所属する経営管理部は、社内システム、コンプライアンス管理、経理、総務、庶務、人事・労務を業務としておこなっています。

IT技術の革新により環境が激変していると言われ始めて10年以上経ちますが、そのスピードは更に加速しています。特に、システムの不安定さやセキュリティ面を改善するために趣味の分野で主に使われていた技術が、企業の実務へ導入されることが加速しています。

経営管理の業務においても例外ではなく、新しい技術を取り入れた業務改善や業務そのものの見直しが常に必要となっています。

バリュー・エージェントの保険部門は、ITをはじめとする新しい分野や新ビジネスに強く、これまで業界になかったサービスを自社で立ち上げるという点を、保険会社の方からも高く評価していただいております。

社内業務の仕組みやシステムにおいても、新しい技術を積極的に取り入れ、正確で効率的な業務をしている企業であるという評価を得られるようにしていきたいと考えております。

お客様と直接、接する機会は少ない部門ではございますが、安定した企業運営をおこなうことで、バリュー・エージェントの提供するサービスやソリューションを営業事務スタッフを介して、お客様に「安心」で「快適」な生活をお届けできるよう、部門のスタッフ一同、努めて参ります。

株式会社バリュー・エージェント
取締役 川田 英貴



4月2日より各生命保険会社一部商品の保険料が引き上げられます。

一昨年のマイナス金利から昨今の市中金利の低下にともない、保険料を算出する際の一つの要素である予定利率の目安としている標準利率が1.0%から0.25%に引き下げられます。

これにより、国内の各生命保険会社は貯蓄型の商品を中心に軒並み保険料（掛金）が引き上げとなります。

この改定に伴い、ご注意いただきたい事項がございます。お手数ではございますが下記内容をご確認いただき、現在ご検討中のお客様は3月中にご契約手続きを完了されます事をお奨めします。

<参考 新旧比較表>

A生命保険 保険金額500万円 保険料払込期間60歳満了 非喫煙者保険料率 月払

[保険料]

契約年齢	男性			女性		
	改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
30代	9,170円	10,665円	1,495円	8,700円	10,115円	1,415円
40代	15,145円	18,300円	3,155円	14,350円	17,335円	2,985円
50代	33,685円	41,375円	7,690円	31,915円	39,195円	7,280円

[解約払戻金]

契約年齢	男性			女性		
	改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
30代	113.5%	97.6%	-15.9ポイント	114.1%	98.1%	-16.0ポイント
40代	103.1%	85.3%	-17.8ポイント	103.8%	85.9%	-17.9ポイント
50代	92.7%	75.5%	-17.2ポイント	93.3%	76.0%	-17.3ポイント

※上記解約返戻率は、保険料払込期間満了（低解約返戻期間満了）直後の解約返戻金額を払込保険料累計額で除した数値です。

保険料（掛金）が上がるばかりではありません

以下の条件に該当される方は一度お見積りを取られてみては如何でしょうか？

- ①タバコをやめて1年以上になる方。
- ②加入中の保険に特別保険料が加算されているが、現在は身体に悪いところが無い方。

- ③ダイエットに成功して健康診断でよい結果となった方。
- ④生命保険、医療保険、ガン保険に加入されて1年以内の方。

上記の条件に一つでも該当されます方は是非バリュー・エージェントまでご連絡お待ち致しております。

特定疾病保険（三大疾病保険）どれも同じだと思ってませんか？

お客様で三大疾病保険（三大疾病特約）とか特定疾病保険（特定疾病特約）と名のつく保障にご加入されている方も多いと思います。この保障ですが、保険会社によって補償範囲や適用範囲が違うことはご存じでしたか？

これを知っているのと知らないのとでは、いざ保険を使うことになった時には取り返しがつきません。下記の表をご参考に、こちらもしっかりと押さえておきたいポイントです。保険証券を見ただけでは分かりません。この機会に是非、弊社の営業まで相談ください。

<支払条件・適用条件比較表>

[X 生命保険]

疾病	支払・適用条件
悪性新生物	医師の診断確定
上皮内ガン	医師の診断確定
心疾患（約182種類）	入院か手術を受ける
脳血管疾患（約82種類）	入院か手術を受ける

疾病	支払・適用条件
悪性新生物	医師の診断確定
上皮内ガン	対象外
急性心筋梗塞（約10種類）	60日以上の労働制限
脳卒中（約31種類）	60日以上の神経学的後遺症

この条件の違いは保険金の支払い条件のほかに、保険料（掛金）払込免除特約（特則を含む）にも関係します。ちょっとした違いが大きな影響を生むことになります。

皆さまのご加入しているものが、どのようなタイプなのか理解して頂くことをお奨め致します。

2017年の金利状況だからこそ、押さえておきたい3つのポイント

1. 超低金利環境に対抗するには？



分散投資をしましょう。投資信託の割合を見直しましょう。

預金・保険から得られる利息がほぼゼロの環境。こういったときこそリスクの分散を図りながら、積み立てられる確定拠出年金を積極活用しましょう！

2. 税のメリットを最大限活かすには？



積立をしましょう。

- 加入対象の拡大によって、これまで加入（積立）が出来なかつた方も、積立を開始することが出来るようになりました！
- 確定拠出年金の掛金は、全額「所得控除の対象」です。積立しながら、税金の還付を得られるメリットを最大限に生かしましょう！（年末調整、確定申告等所定の手続きが必要です。）

3. リスクを分散するには？



時間の分散と長期積立投資が、リスクを分散させます。

確定拠出年金では投資時期を分散させる「積立投資」が、自動的に行われています。確定拠出年金は、毎月一定の金額で運用商品を購入する（積立投資）ため、価格が高いときは購入数量が少なく、安いときは購入数量が多くなります。一定口数を購入するのに比べて、平均購入単価を引き下げる事が期待できます。これをドルコスト平均法といいます。

個人型確定拠出年金の確認事項

■確定拠出年金は、公的年金を補完する制度であり、原則として中途脱退はできません。

ただし、以下①～⑤の条件をすべて満たす場合のみ脱退が出来ます。（2017年1月1日以降に、加入者資格を喪失した場合）

①国民年金の保険料免除者であること*

②障害給付金の受給権者でないこと

③通算拠出期間が1か月以上3年以下であること（企業年金等からの移換金が有る場合は旧制度の加入者期間が通算されます）

または個人別管理資産の額が25万円以下であること

④最後に企業型確定拠出年金の加入者又は個人型確定拠出年金の加入者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと

⑤企業型確定拠出年金からの脱退一時金の支給を受けていないこと

*第1号被保険者で、生活保護、申請免除、学生納付特例、若年者納付猶予のいずれかの国民年金保険料の納付免除者

■原則として60歳（受取開始可能年齢）まで途中の引き出しはできません。

■加入から受取が終了するまでの間、所定の手数料がかかります。

特に加入から60歳までの期間が短くかつ掛け金が少額の場合、受取金額が掛け金合計額を下回ることがありますので、ご注意下さい。

■60歳時点での通算加入者等期間（確定拠出年金の加入期間）が10年に満たない場合、段階的に最高65歳まで受取を開始できる年齢（受取開始可能年齢）が繰り下がります。

■掛け金は、原則60歳（59歳11か月目）まで拠出できます。

■毎月の掛け金は、5,000円以上1,000円単位、毎年4月～翌年3月までの1年間で1回のみ変更できます。

■氏名、住所、企業年金等の加入状況、被保険者種別等に変更がある場合は、各種変更届の提出が必要となります。

確定拠出年金（401k）の基礎知識

確定拠出年金には『企業型』と『個人型』があります。どちらも一言で言うと、老後資金となる年金を自分自身で運用するものです。

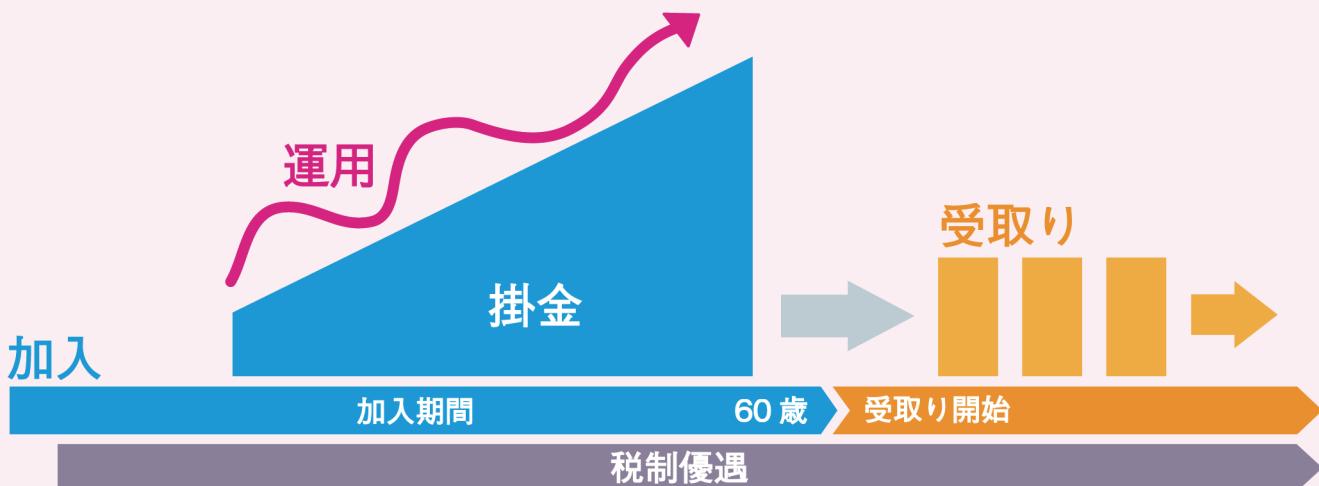
年金といえば公的年金や企業年金、個人年金、この確定拠出年金など色々ありますが、『確定拠出年金』は、自分自身が選んだ金融商品の運用実績により、将来もらえる年金額が決まるというものです。

まず、『企業型』の確定拠出年金はサラリーマンなどが務めている企業が、福利厚生の一環や優秀な人材の確保、退職者のための企業年金の運用リスクを回避する目的で導入する制度です。この制度を導入している企業では全従業員加入となり、掛け金については『定額』『定率』といった企業ごとのルールに沿って掛けていきます。

一方、『個人型』確定拠出年金は、簡単に言うと、企業型の確定拠出年金に入れない人が自分から入る確定拠出年金制度です。2017年度から自営業の方、主婦やパートの方、公務員の方などまで対象が拡大されました。最近は『iDeCo』の名称で金融機関やマスコミでも周知されています。

どちらも掛け金には上限がありますが、公的年金の財源問題などが取りざたされる昨今、老後の資産形成において、貴重な選択肢のひとつになります。

始める場合には以下の代表的なメリットやデメリットについても理解して利用しましょう。



導入メリット

- ①公的年金より早く受給開始出来、運用実績によっては大きな利益が得られる。
- ②掛け金が所得控除扱いとなり、所得税や住民税が安くなる。
- ③運用中は運用益に対しても非課税となるため、再投資（複利運用の考え方）をすることができる。
- ④受取方法は年金と一括を選ぶことができ、いずれを選んでも有利な税制となっている。

導入の注意点

- ①運用利回りがマイナスになると元本割れする可能性がある。
- ②国民年金を掛けていないと加入出来ない。
- ③60歳になるまで運用金額を受け取ることができない。
- ④運営企業が倒産するリスクがある。
といったところです。

最近では『新たに個人型に加入を検討したいがどういった内容なの？』『勤務先で既に企業型を導入しているが、どういう銘柄を選べばいいんだろう？』といったご質問をよく頂きます。仕組みや運用に関する情報提供が必要でしたら、ぜひ弊社担当者までお問合せ下さい！